

第104回

定時株主総会 招集ご通知

<新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をいただくことを強く推奨いたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daiken.jp/>）にてお知らせいたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



日 時

2020年6月26日（金曜日）

午前10時



場 所

富山県南砺市井波1番地1

当社本店



決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

目 次

第104回定時株主総会招集ご通知	P.1
株主総会参考書類	P.2
事業報告	P.15
連結計算書類	P.34
計算書類	P.45
監査報告	P.53

議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後5時45分まで

株主各位

富山県南砺市井波1番地1
(本社大阪事務所 大阪市北区中之島三丁目2番4号)

大建工業株式会社

代表取締役 億田正則
社長執行役員

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をいただくことを強く推奨いたします。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 富山県南砺市井波1番地1 当社本店
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第104期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第104期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daiken.jp/>）に掲載させていただきます。

第1号議案 剰余金処分の件

当社の資本政策は、自己資本当期純利益率（ROE）を重視した効率的な経営に努め、株主還元の実と財務の健全性及び戦略的投資のバランスを最適化することで、企業価値の向上を図ることを基本としております。また、株主還元方針としましては、配当性向30%以上を目標とし、業績に連動した利益還元を目指しつつ、安定的な配当の維持に努めております。

第104期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は910,984,865円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレートガバナンスのさらなる強化を図るため、社外取締役に1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	億田 正則	再任	代表取締役 社長執行役員	13/13回 (100%)
2	相原 隆	再任	代表取締役 専務執行役員 本社、IT・物流改革、ISO、危機管理、情報管理、コンプライアンス、IR、R&D担当	13/13回 (100%)
3	加藤 智明	再任	代表取締役 専務執行役員 海外事業担当 海外事業統括本部長兼アジア事業本部長兼北米事業本部長兼東京本部長	11/13回 (85%)
4	播磨 哲男	再任	取締役 専務執行役員 国内事業担当 国内事業統括本部長	13/13回 (100%)
5	関野 博司	再任	取締役	10/10回 (100%)
6	水野 浩児	再任 社外 独立	社外取締役	13/13回 (100%)
7	古部 清	再任 社外 独立	社外取締役	13/13回 (100%)
8	石崎 信吾	新任 社外 独立	社外監査役	10/10回 (100%)

(注) 関野博司及び石崎信吾の両氏は、2019年6月21日開催の第103回定時株主総会において選任されたため、出席対象取締役会の回数が他の取締役と異なります。なお、石崎信吾氏は、監査役として取締役会に出席しております。

候補者番号

1

再任

おく だ
億田まさ のり
正則

(1950年4月25日生)

所有する
当社株式の数

32,750株



取締役会出席状況

13回／13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年 4月 当社入社
 2007年 4月 執行役員
 東部住建営業統轄部長
 2008年 4月 上席執行役員
 住建営業統轄部長兼東部営業統轄部長
 2008年 6月 取締役 上席執行役員
 2009年 4月 取締役 常務執行役員
 東京代表兼住建営業統轄部長
 2010年 4月 住建営業本部長
 2011年 6月 営業本部長兼新規開発営業部長兼東京本部長
 2012年 4月 取締役 専務執行役員
 東京本部長
 2013年 6月 代表取締役 専務取締役 専務執行役員
 2013年10月 調達改革本部長兼東京本部長
 2014年 4月 代表取締役 取締役社長 執行役員社長
 2018年 6月 代表取締役 社長執行役員(現在)

取締役候補者とした理由

億田正則氏は、2014年4月に取締役社長に就任し、当社の将来ビジョンを明確に掲げ、企業価値向上に向けた意思決定を迅速に行っております。同氏の幅広い識見により裏打ちされた経営手腕は当社の企業価値向上に必要不可欠であります。

つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

再任

あ い はら

相原

たかし

隆

(1955年10月17日生)

所有する
当社株式の数

7,930株



取締役会出席状況

13回／13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 2001年 4月 関西学院大学法学部・大学院法学研究科教授
- 2003年 8月 宝印刷株式会社 取締役IR企画部長
- 2006年 3月 アーバンライフ株式会社 社外監査役
- 2006年 8月 宝印刷株式会社 取締役執行役員IR事業開発担当
- 2008年 2月 弁護士登録(東京弁護士会)(現在)
- 2010年 6月 当社社外監査役
- 2011年 1月 財務省 第九入札等監視委員会 委員
- 2011年 4月 独立行政法人造幣局 契約監視委員会 委員
- 2011年 6月 当社社外取締役
- 2017年 6月 代表取締役 専務取締役 専務執行役員
- 2018年 6月 代表取締役 専務執行役員(現在)
- 2020年 4月 本社、IT・物流改革、ISO、危機管理、情報管理、コンプライアンス、IR、R&D担当(現在)

取締役候補者とした理由

相原 隆氏は、2011年6月に当社の社外取締役に就任し、2017年6月からは業務執行取締役として本社を管掌しており、現在は本社、IT・物流改革担当として全社のガバナンス強化を推進しております。同氏のガバナンス・コンプライアンスに関する豊富な知見は当社の企業価値向上に必要な不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

再任

かとう とも あき
加藤 智明

(1957年1月20日生)

所有する
当社株式の数

27,730株



取締役会出席状況

11回／13回 (85%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1980年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
 2003年 4月 同社木材・建材部長
 2009年 6月 当社取締役
 2011年 4月 伊藤忠商事株式会社生活資材・化学品経営企画部長
 2012年 3月 同社退社
 2012年 4月 当社取締役 常務執行役員
 2012年10月 MDF事業統轄部長兼海外事業統轄部長兼海外営業部長
 2013年 6月 ホクシン株式会社 社外取締役
 2014年 4月 当社MDF事業統轄部長兼海外事業統轄部長兼東京本部長
 2016年 4月 取締役 専務執行役員
 海外事業本部長兼東京本部長
 2016年 6月 代表取締役 専務取締役 専務執行役員
 2017年 4月 海外事業担当 東京本部長（現在）
 2018年 6月 代表取締役 専務執行役員（現在）
 2020年 4月 海外事業統括本部長兼アジア事業本部長兼北米事業本部長（現在）

取締役候補者とした理由

加藤智明氏は、2009年6月に当社の取締役に就任し、現在は海外事業担当としてMDF事業、アジア事業及び北米事業を統括しております。同氏の海外情勢に関する豊富な知見は当社の企業価値向上に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

再任

はり ま
播磨

てつ お
哲男

(1957年11月7日生)

所有する
当社株式の数

14,130株



取締役会出席状況

13回／13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年 4月 当社入社
2004年 4月 九州営業部長
2006年 4月 近畿営業部長
2009年 4月 西部営業統轄部副統轄部長
2010年 4月 東部住建営業統轄部副統轄部長
2011年 4月 執行役員
 住建営業統轄部長
2012年 4月 上席執行役員
2013年 4月 常務執行役員
2013年 10月 エコ事業統轄部長
2015年 4月 エンジニアリング事業本部長兼特需営業本部長
2016年 6月 取締役 常務執行役員
2017年 10月 エンジニアリング事業本部長兼特需営業本部長
 ダイケンホーム&サービス株式会社代表取締役社長
2018年 4月 取締役 専務執行役員（現在）
2019年 3月 ダイケンエンジニアリング株式会社代表取締役社長
2020年 4月 国内事業担当 国内事業統括本部長（現在）

取締役候補者とした理由

播磨哲男氏は、2016年6月に取締役に就任し、現在は国内事業担当として国内製造、国内営業及びエンジニアリング事業を統括しております。同氏の事業全般に関する豊富な知見は、当社の企業価値向上に必要な不可欠であります。

つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

再任

せきの

関野

ひろし

博司

(1962年9月20日生)

所有する
当社株式の数

0株



取締役会出席状況

10回／10回 (100%)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1987年	4月	伊藤忠商事株式会社入社
1997年	4月	同社木材第二部素材課
2004年	4月	同社木材・建材部素材課長
2007年	4月	伊藤忠建材株式会社出向
2009年	4月	伊藤忠商事株式会社木材・建材部
2010年	4月	同社木材・建材部素材課長
2015年	4月	同社木材・建材部長代行兼木材・建材部素材課長兼住生活・情報経営企画部
2015年	6月	同社木材・建材部長代行兼住生活・情報経営企画部
2016年	4月	伊藤忠建材株式会社出向
2019年	4月	伊藤忠商事株式会社建設・建材部長 (現在) 伊藤忠建材株式会社取締役 (現在)
2019年	6月	当社取締役 (現在)

取締役候補者とした理由

関野博司氏は、伊藤忠商事株式会社に入社以来、主に木質素材分野に従事し、海外においても同分野の専門家として幅広く実務を経験されております。同氏の木材に関する豊富な知見は当社の企業価値向上に必要不可欠であります。

つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

再任
社外
独立

みずの
水野

こうじ
浩児

(1968年6月29日生)

所有する
当社株式の数

400株



取締役会出席状況

13回／13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1991年 4月 株式会社南都銀行入社
- 2006年 3月 同行退社
- 2006年 4月 追手門学院大学経営学部専任講師
- 2010年 4月 同大学経営学部准教授
- 2011年 4月 独立行政法人中小企業基盤整備機構企業連携支援アドバイザー（現在）
- 2011年 6月 当社社外監査役
- 2014年 4月 追手門学院大学経営学部・大学院経営学研究科准教授
- 2015年 6月 当社社外取締役（現在）
- 2016年 4月 追手門学院大学経営学部・大学院経営学研究科教授
同大学ベンチャービジネス研究所長
- 2018年 4月 同大学経営学部長兼経営学部教授（現在）
同大学大学院経営・経済研究科教授（現在）

社外取締役候補者とした理由

水野浩児氏は、2015年6月に当社の社外取締役に就任し、大学教授としての高度な専門的知識に裏打ちされた助言・提言を積極的に行っております。同氏の企業経営に関する豊富な知見は当社の企業価値向上に必要不可欠であります。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

つきましては、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者に関する特記事項

水野浩児氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。また、同氏は2011年6月から2015年6月までの間、当社の社外監査役として在任しておりました。なお、同氏は当社の定める「独立性判断基準」（14ページご参照）を満たしております。そのため、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号

7

再任
社外
独立ふるべ
古部きよし
清

(1954年11月3日生)

所有する
当社株式の数

200株



取締役会出席状況

13回／13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1977年 4月 東陶機器株式会社（現TOTO株式会社）入社
 2003年 10月 同社販売推進グループ四国支社長
 2008年 4月 同社販売推進グループ販売統括本部長
 2008年 6月 同社執行役員販売推進グループ販売統括本部長
 2010年 6月 同社取締役執行役員販売推進グループ担当兼販売統括本部長
 2011年 4月 同社取締役常務執行役員販売推進グループ担当
 2012年 4月 同社取締役専務執行役員販売推進グループ担当
 2014年 4月 同社代表取締役副社長執行役員販売関連部門管掌
 2017年 4月 同社取締役
 2017年 6月 同社社外取締役（現在）
 TOTO株式会社顧問
 2019年 6月 同社顧問退任

社外取締役候補者とした理由

古部 清氏は、TOTO株式会社の取締役として長年にわたり経営に携わり、2017年6月からは当社の社外取締役として、その豊富な経験に基づく助言・提言を積極的に行っております。同氏の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見は当社の企業価値向上に必要不可欠であります。つきましては、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者に関する特記事項

古部 清氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。なお、同氏は当社の取引先であるTOTO株式会社の出身であります。当事業年度における当社の連結売上高または仕入高に対する当該会社との取引金額の割合はそれぞれ1%未満であり、当社が定める「独立性判断基準」（14ページご参照）を満たしております。そのため、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号

8

新任
社外
独立

いしざき

石崎

しんご

信吾

(1954年8月3日生)

所有する
当社株式の数

0株



取締役会出席状況

10回/10回 (100%)

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1979年 4月 山一証券株式会社入社
1998年 4月 メリルリンチ日本証券株式会社入社
2001年 7月 UFJキャピタルマーケット証券株式会社 (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社
2004年 10月 みずほ証券株式会社入社 投資銀行グループ統括部長
2009年 4月 同社常務執行役員関西投資銀行グループ長
2010年 4月 同社常務執行役員関西・西日本投資銀行グループ長
2015年 6月 積水ハウス株式会社特別顧問
2015年 6月 積水化成工業株式会社特別顧問
2018年 4月 SI.Management株式会社代表取締役社長・CEO (現在)
2019年 6月 当社社外監査役 (現在)

社外取締役候補者とした理由

石崎信吾氏は、長年にわたり証券会社の投資銀行業務に携わり、2019年6月からは当社の社外監査役として、その経験を通じて培った豊富な知見を当社の監査に活かしていただいております。同氏の財務会計に関する豊富な知見は当社の企業価値向上に寄与するものと判断しております。つきましては、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者に関する特記事項

石崎信吾氏の当社での監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、同氏は、当社の定める「独立性判断基準」(14ページご参照)を満たしております。そのため、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石崎信吾氏は、本総会終結の時をもって当社監査役を退任する予定であります。
3. 水野浩児、古部 清及び石崎信吾の3氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、関野博司、水野浩児及び古部 清の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、関野博司、水野浩児及び古部 清の3氏の再任が承認可決された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、当社は現在、石崎信吾氏との間において、監査役として責任限定契約を締結しておりますが、同氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役石崎信吾氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

新任
社外
独立

むこう はら

向原

きよし

潔

(1952年2月11日生)

所有する
当社株式の数

0株



略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1975年 4月	住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社
2006年 6月	同社取締役兼常務執行役員
2008年 6月	同社代表取締役兼専務執行役員
2011年 4月	同社代表取締役兼副社長執行役員 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社代表取締役副社長
2012年 4月	三井住友信託銀行株式会社代表取締役副会長 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社代表取締役
2015年 4月	三井住友信託銀行株式会社上席顧問
2015年 6月	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役退任
2016年 6月	レンゴー株式会社社外監査役（現在）
2018年 4月	三井住友信託銀行株式会社エグゼクティブアドバイザー
2019年 3月	株式会社三井住友トラスト基礎研究所アドバイザー（現在）

社外監査役候補者とした理由

向原 潔氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わっており、その経験を通じて培った金融及び経営に関する豊富な知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社のさらなるガバナンス強化に寄与するものと判断しております。つきましては、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

社外監査役候補者に関する特記事項

向原 潔氏は、当社の主要な借入先である三井住友信託銀行株式会社の出身であります。当該借入先の取締役を退任後5年を経過しており、当社の定める「独立性判断基準」（14ページご参照）を満たしております。そのため、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、独立役員となる予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 向原 潔氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、向原 潔氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案

監査役補欠者1名選任の件

2016年6月24日開催の第100回定時株主総会において監査役補欠者に選任されました宇塚俊夫氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め監査役補欠者1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

社外

はす むま

蓮沼

あき お

彰夫

(1951年2月21日生)

所有する
当社株式の数

0株



略歴（重要な兼職の状況）

1973年 4月 東陶機器株式会社（現TOTO株式会社）入社
2006年 6月 同社取締役執行役員
2008年 6月 同社取締役常務執行役員
2009年 6月 同社取締役専務執行役員
2010年 4月 同社代表取締役副社長執行役員
2014年 4月 同社取締役
2014年 6月 当社社外監査役
2018年 6月 当社社外監査役退任

監査役補欠者の候補者とした理由

蓮沼彰夫氏は、TOTO株式会社の取締役として長年にわたり経営に携わり、2014年6月から2018年6月までの間、当社の社外監査役として就任しておりました。現在の社外監査役に事故あるときはその補欠として、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知見を当社の監査に反映していただくことを期待しております。つきましては、監査役補欠者として選任をお願いするものであります。

監査役補欠者の候補者に関する特記事項

蓮沼彰夫氏は、当社の取引先であるTOTO株式会社の出身であります。が、当事業年度における当社の連結売上高または仕入高に対する当該会社との取引金額の割合はそれぞれ1%未満であり、当社が定める「独立性判断基準」（14ページご参照）を満たしております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 蓮沼彰夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、蓮沼彰夫氏が社外監査役に就任することとなった場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

(ご参考) 社外取締役及び社外監査役の「独立性判断基準」

社外取締役及び社外監査役（以下、併せて社外役員という）が独立性を有すると判断するに当たっては、当社が定める以下の要件を満たす者としております。なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～6については現在及び過去5年間と定めております。

1. 当社グループ関係者

当社、当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員または使用人（以下、併せて取締役等という）でないこと。

2. 議決権保有関係者

- I. 当社の10%以上の議決権を保有する株主またはその取締役等でないこと。
- II. 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。

3. 取引先関係者

- I. 当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高または仕入高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
- II. 当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
- III. 当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。

4. 専門家（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）

- I. 当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
- II. 公認会計士・税理士・弁護士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。

5. 寄付先

当社から、年間1,000万円を超える寄付等を受ける者若しくはその業務執行者でないこと。

6. その他

- I. 上記1～5に掲げる者（重要でない者を除く）の2親等以内の親族でないこと。
- II. 当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。

以上

1 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、年度を通して個人消費は持ち直し、政府の各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調となっていたものの、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により、年度末にかけて不確実性の高い状況が続きました。

住宅建設分野におきましては、新設住宅着工は、年度前半は持家及び分譲戸建が増加するなど、消費増税に伴う駆け込み需要が見られましたが、貸家が前年を下回る状況が続いたことに加え、年度後半にかけ、持家、分譲住宅についても前年比でマイナスに転じるなど、低調に推移しました。一方、公共・商業建築（非住宅建築）分野におきましては、建設業の人手不足が継続しましたが、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う関連工事などの増加もあり、底堅く推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループは、2025年を見据えた長期ビジョン『G P 2 5』の実現に向け、2019年度から中期経営計画『G P 2 5 2nd Stage』をスタートさせ、「成長戦略の加速」と「経営基盤の強化」を軸に、事業活動を展開しております。その成長戦略として、海外市場における素材事業の拡大と、国内市場における公共・商業建築分野及び住宅リフォーム市場での事業拡大を推進しております。これら注力市場強化に向けた新たな取り組みとして、海外市場では、6月に北米のL V Lに関する製造会社「CIPA Lumber Co.Ltd.」（以下、C I P A社）及び「PACIFIC WOODTECH CORPORATION」（以下、P W T社）を子会社化しました。この新規連結により、L V Lという新たな“商材”を加え、北米市場という新たな“商圏”に進出いたしました。公共・商業建築分野では、11月に無垢床材の製造、販売、工事を手掛ける「㈱テーオーフローリング」の株式を取得し、子会社化しました。これにより、無垢床材を新たに製品ラインアップに加えるとともに、文教施設を中心とした同分野に向けた材料販売と工事両面での対応力を強化しました。住宅リフォーム市場では、7月に東京都内を中心に幅広くリフォーム事業を展開する「㈱リフォームキュー」を子会社化しました。首都圏での材工受注体制を強化するとともに、同社の工事ノウハウを活用し、省施工製品などの開発を推進しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、次のとおりとなりました。

(連結業績)

(単位：百万円)

	2019年3月期	2020年3月期	増減額	増減率
売上高	182,962	202,481	19,518	10.7%
営業利益	5,733	8,384	2,651	46.3%
経常利益	6,838	9,108	2,270	33.2%
親会社株主に帰属する当期純利益	4,402	5,447	1,045	23.7%

売上につきましては、上記の新規連結効果に加え、年度前半の消費増税を控えた好調な需要に対して、アライアンス関係にあるTOTO(株)、YKK AP(株)と連携した提案を強化するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大による原材料調達や生産面への影響が懸念される中におきましても、製品の安定供給に努めた結果、増収となりました。

利益につきましては、米中貿易摩擦に起因するアジアを中心としたMDFの市況悪化の影響や、物流費や原材料価格の上昇などによって利益を圧迫しましたが、合理化やコストダウン、一部製品の販売価格への転嫁を進めたことや注力市場強化に向けた子会社4社の新規連結などにより増益となりました。

事業別の状況 (素材事業)

素材事業につきましては、ダイライトを基材とする深彫調不燃壁材「グラビオエッジ」の引き合いが増えていることから、5月に設備投資による生産能力の増強を実施しました。また、機械抄き和紙を原料とする当社置おもての採用が拡大している宿泊施設や商業施設において、「和」をイメージした意匠性のニーズが高まっていることから、新デザインの積極投入により製品ラインアップの拡充を行い、提案力をさらに強化しました。

売上につきましては、アジアを中心とした海外需要の低迷によりMDFの販売に苦戦しましたが、上記置おもての販売が好調に推移したことやCIPA社及びPWT社を連結の範囲に含めたことなどにより増収となりました。

利益につきましては、MDF市場の競争激化によって利益を圧迫しましたが、合理化やコストダウン、コスト上昇の一部を販売価格へ転嫁したことや上記の新規連結などにより増益となりました。

(素材事業の業績)

(単位：百万円)

	2019年3月期	2020年3月期	増減額	増減率
売上高	61,843	76,589	14,745	23.8%
営業利益	1,132	2,503	1,371	121.1%

(建材事業)

建材事業につきましては、生産能力増強などにより製品の安定供給に努めました。また、国内住宅市場においては、当社独自の技術で意匠性を高めたシート化粧床材「トリニティ」など、他社と差別化できる製品の販売に注力し、公共・商業建築分野におきましても、子どもの安全性に配慮した幼稚園・保育施設向け製品「おもいやりキッズドア」など、施設別に求められる機能を付与したドアなどの提案を強化しました。

売上につきましては、上記の取り組みなどが、床材やドア、音響製品など内装建材全般の販売増につながったことや「(株)テーオーフローリング」を連結の範囲に含めたことなどにより、増収となりました。

利益につきましては、売上高の増加に加え、合理化やコストダウン、物流費上昇の一部を販売価格へ転嫁するなど、利益の確保に努めた結果、増益となりました。

(建材事業の業績)

(単位：百万円)

	2019年3月期	2020年3月期	増減額	増減率
売上高	89,485	94,938	5,453	6.1%
営業利益	3,189	4,955	1,766	55.4%

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、首都圏を中心としたビル・マンションの内装工事需要が好調の中、工事領域の拡大を進めたことや「(株)リフォームキュー」及び「(株)テーオーフローリング」を連結の範囲に含めたことなどにより、増収となりました。

利益につきましては、上記の新規連結による利益増はあったものの、技能工不足等による労務費の高騰などにより利益率が低下し、減益となりました。

(エンジニアリング事業の業績)

(単位：百万円)

	2019年3月期	2020年3月期	増減額	増減率
売上高	18,063	21,713	3,649	20.2%
営業利益	1,015	613	△402	△39.7%

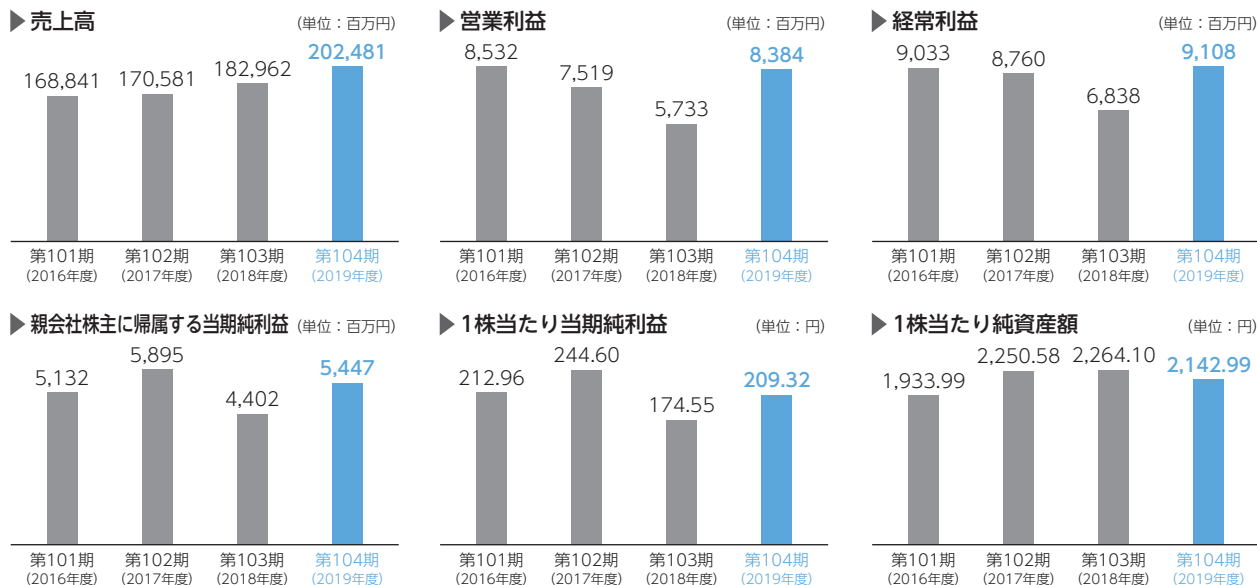
② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、維持更新及び生産性向上を中心に5,490百万円実施しました。設備投資の所要資金は主に自己資金を充当し、一部を第1回無担保社債の発行により調達しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第101期 (2016年度)	第102期 (2017年度)	第103期 (2018年度)	第104期 (当連結会計年度) (2019年度)
売上高(百万円)	168,841	170,581	182,962	202,481
営業利益(百万円)	8,532	7,519	5,733	8,384
経常利益(百万円)	9,033	8,760	6,838	9,108
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,132	5,895	4,402	5,447
1株当たり当期純利益	212円96銭	244円60銭	174円55銭	209円32銭
自己資本当期純利益率(ROE)	11.7%	11.7%	7.8%	9.5%
総資産(百万円)	132,171	140,776	160,158	170,638
純資産(百万円)	49,086	56,979	61,741	62,975
1株当たり純資産額	1,933円99銭	2,250円58銭	2,264円10銭	2,142円99銭

- (注) 1. 第102期に在外子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算方法を変更し遡及修正を行ったため、第101期は遡及修正後の数値を記載しております。
2. 当社は、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第101期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第103期の期首から適用しており、第102期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダイフィット	30百万円	100.0%	木質内装建材製造
株式会社ダイウッド	50百万円	100.0%	木質内装建材製造
セトウチ化工株式会社	50百万円	100.0%	木質内装建材製造
富山住機株式会社	80百万円	100.0%	住宅機器製造
大建工業（寧波）有限公司	13百万USドル	100.0%	住宅機器製造
大建阿美昵体（上海）商貿有限公司	1百万USドル	100.0%	建材・住宅機器販売
PT.DAIKEN DHARMA INDONESIA	85,000百万ルピア	70.0%	住宅機器製造
株式会社テーオーフローリング	10百万円	50.0%	木質内装建材製造、販売、工事
株式会社ダイタック	10百万円	100.0%	畳おもて製造
会津大建加工株式会社	30百万円	100.0%	畳おもて製造
DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED	147百万NZドル	100.0%	MDF製造
DAIKEN SOUTHLAND LIMITED	96百万NZドル	(100.0%)	MDF製造
DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.	60百万リンギット	75.0%	MDF製造
DAIKEN MIRI SDN.BHD.	149百万リンギット	70.0%	MDF製造
日南大建株式会社	30百万円	70.0%	LVL用単板加工
CIPA Lumber Co. Ltd.	23百万CADドル	51.0%	単板製造、販売
PACIFIC WOODTECH CORPORATION	26百万USドル	51.0%	構造用LVL及びWood I-Joist製造、販売
C & H 株式会社	100百万円	51.0%	MDF販売
エコテクノ株式会社	30百万円	50.0%	廃木材加工
ダイケンエンジニアリング株式会社	450百万円	100.0%	内装工事
鉦工業株式会社	10百万円	(100.0%)	内装工事
三恵株式会社	15百万円	(100.0%)	内装工事
ダイケンホーム&サービス株式会社	20百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
株式会社スマイルアップ	40百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
株式会社リフォームキュー	20百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
株式会社パックスシステム	10百万円	66.7%	マンションリノベーション

(注) 1. () は間接所有割合を含めた議決権比率であります。

2. 株式会社テーオーフローリング、CIPA Lumber Co. Ltd.、PACIFIC WOODTECH CORPORATION及び株式会社リフォームキューについては新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

<新型コロナウイルスの感染拡大への対応>

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、これまでに経験したことのないレベルで不確実性の高い状況となっております。国内では住宅建設分野の需要動向を左右する新設住宅着工戸数はもとより、各種建設工事の中断や中止等に伴い、当社が主力とする建築資材等に対しても、急激な需要の減少が見込まれます。また、米国の住宅着工が大幅に減少するなど、海外におきましても同様の影響が広がっております。

このような経営環境の中、当社ではこれらの影響を最小限にとどめるため、新型コロナウイルス対策本部（本部長：社長執行役員）による国内外を含めた全社一元的な管理体制を構築したうえで、金融市場の逼迫に備えたコミットメントラインなどを含む手元流動性の確保、生産能力の増強等を前提とする新規投資の全面的な見直し、現場での厳重な従業員の健康管理を前提とした生産活動の継続、ITを活用したテレワーク等による柔軟な働き方などの取り組みを実践しております。しかしながら、当社におきましても、各国政府のロックダウン等の規制を受けて、海外生産工場の生産活動の一部が制限されるなど、直接的な影響が生じており、今後起こり得る様々な事象によって変化する需要動向や、建設工事の進捗等に大きく影響を受ける可能性があり、かつ、新型コロナウイルス感染拡大の収束時期や需要回復の時期についての予測が困難な状況にあります。このような状況に対応するため、これまでの取り組みを継続するとともに、ITを活用したさらなる業務効率化の推進、費用の総点検・厳選、資産効率化の追求などの取り組みを進めてまいります。

<新設住宅着工減の影響を受けにくい経営体質への変革>

2019年10月の消費増税以降、日本国内の新設住宅着工は本格的な減少トレンドに向かうことが想定されます。これら縮小する国内住宅市場に対して、防音、耐震、調湿、抗菌などの機能性を軸とした空間提案を強化し、シェアアップを図るとともに、省施工を切り口に住宅リフォーム市場での拡大を図ってまいります。また、住宅用建材メーカーとして培ってきた安全性、耐久性、不燃性、快適な音環境の提供など公共施設や商業施設などで求められる機能を付与した製品シリーズの提案を強化し、非住宅の公共・商業建築分野での拡大を図ってまいります。さらに、海外市場では、これまでの中国、東南アジア、オセアニアなどに加え、2019年度から、M&Aにより本格展開を開始した世界最大の木造住宅市場である北米市場におけるマーケティングを強化することで、さらなる飛躍を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

素 材 事 業	インシュレーションボード、ダイロートン、ダイライト、MDF、畳おもて、LVL等の製造販売
建 材 事 業	内装建材及び住宅機器等の製造販売
エンジニアリング事業	ビル・マンション・店舗・文教施設等の内装工事、住宅のリフォーム工事及びマンションリノベーション

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

本 社 大 阪 事 務 所	大阪市北区中之島三丁目2番4号
東 京 事 務 所	東京都千代田区外神田三丁目12番8号
支 店	北海道(札幌市)、東北(仙台市)、首都圏第一(東京都千代田区)、首都圏第二(さいたま市)、首都圏住設(東京都千代田区)、信越(新潟市)、中京(名古屋市)、北陸(金沢市)、近畿(大阪市)、中国(広島市)、四国(高松市)、九州(福岡市)、シンガポール
工 場	三重工場(三重県津市)、井波工場(富山県南砺市)、岡山工場(岡山市南区)、高萩工場(茨城県高萩市)
子 会 社 (国 内)	株式会社ダイフィット(鳥取県倉吉市)、株式会社ダイウッド(三重県伊賀市)、セトウチ化工株式会社(岡山市南区)、富山住機株式会社(富山県砺波市)、株式会社テーオーフローリング(東京都練馬区)、株式会社ダイタック(岡山市南区)、会津大建加工株式会社(福島県会津若松市)、日南大建株式会社(鳥取県日野郡日南町)、C&H株式会社(大阪府岸和田市)、エコテクノ株式会社(東京都千代田区)、ダイケンエンジニアリング株式会社(大阪市北区)、鋳工業株式会社(東京都千代田区)、三恵株式会社(大阪府東大阪市)、ダイケンホーム&サービス株式会社(大阪市北区)、株式会社スマイルアップ(大阪市北区)、株式会社リフォームキュー(東京都品川区)、株式会社パックスシステム(東京都品川区)
子 会 社 (海 外)	大建工業(寧波)有限公司(中国)、大建阿美昵体(上海)商貿有限公司(中国)、PT.DAIKEN DHARMA INDONESIA(インドネシア)、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED(ニュージーランド)、DAIKEN SOUTHLAND LIMITED(ニュージーランド)、DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.(マレーシア)、DAIKEN MIRI SDN.BHD.(マレーシア)、CIPA Lumber Co.Ltd.(カナダ)、PACIFIC WOODTECH CORPORATION(米国)

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,807名	520名 増

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	7,477百万円
農林中央金庫	6,707
三井住友信託銀行株式会社	6,336

(注) 借入額には、私募債を含めて記載しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 79,643,600株
- ② 発行済株式の総数 27,080,043株
- ③ 株主数 4,055名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	9,103,100株	35.0%
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,031,000	4.0
株式会社三井住友銀行	986,980	3.8
住友生命保険相互会社	931,200	3.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	896,500	3.4
大建工業取引先持株会	790,100	3.0
三井住友信託銀行株式会社	688,000	2.6
住友林業株式会社	638,200	2.5
丸紅株式会社	564,388	2.2
大建工業従業員持株会	551,864	2.1

(注) 1. 当社は、自己株式を1,051,904株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	億田正則	社長執行役員
代表取締役	相原隆	専務執行役員 経営管理(本社)、ISO、危機管理、情報管理、コンプライアンス、IR担当
代表取締役	加藤智明	専務執行役員 国内事業、海外事業、IT・物流改革担当 東京本部長
取締役	播磨哲男	専務執行役員 国内営業担当 ダイケンエンジニアリング株式会社代表取締役社長
取締役	関野博司	伊藤忠商事株式会社建設・建材部長 伊藤忠建材株式会社取締役
取締役	水野浩児	追手門学院大学経営学部長兼経営学部教授、追手門学院大学大学院経営・経済研究科教授、追手門学院大学ベンチャービジネス研究所長、独立行政法人中小企業基盤整備機構企業連携支援アドバイザー
取締役	古部清	
常勤監査役	照林尚志	
常勤監査役	冬木敏夫	
監査役	勝尾裕子	学習院大学経済学部教授、学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授、金融庁 公認会計士・監査審査会委員、国税庁 税理士試験委員、財務会計基準機構 基準諮問会議委員、日本学術振興会 科学研究費委員会専門委員
監査役	石崎信吾	SI.Management株式会社代表取締役社長・CEO

- (注) 1. 取締役水野浩児及び取締役古部 清の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役勝尾裕子及び監査役石崎信吾の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役照林尚志氏は、過去に当社の財務経理部門において、業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役勝尾裕子氏は、経済学部教授として企業会計を専門とし、財務省、金融庁等の委員を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役石崎信吾氏は、過去に長年にわたり証券会社の投資銀行業務に携わっており、その経験を通じて培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 上記以外に取締役を兼務しない執行役員が16名おります。

7. 当社は、取締役水野浩児、取締役古部 清、監査役勝尾裕子及び監査役石崎信吾の各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

8. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（関野博司、水野浩児及び古部 清の3氏）及び監査役（照林尚志、冬木敏夫、勝尾裕子及び石崎信吾の4氏）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

9. 2020年4月1日付で次のとおり担当及び重要な兼職の状況が変更になっております。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	相 原 隆	専務執行役員 本社、IT・物流改革、ISO、危機管理、情報管理、コンプライアンス、IR、R&D担当
代 表 取 締 役	加 藤 智 明	専務執行役員 海外事業担当 海外事業統括本部長兼アジア事業本部長兼北米事業本部長兼東京本部長
取 締 役	播 磨 哲 男	専務執行役員 国内事業担当 国内事業統括本部長
取 締 役	水 野 浩 児	追手門学院大学経営学部長兼経営学部教授、追手門学院大学大学院経営・経済研究科教授、独立行政法人中小企業基盤整備機構企業連携支援アドバイザー

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
照 林 尚 志	2019年6月21日	任期満了	代表取締役 専務執行役員 IT・物流改革担当
渋 谷 達 夫	2019年6月21日	任期満了	取締役
今 村 喜久雄	2019年6月21日	任期満了	常勤監査役
井 上 雅 文	2019年6月21日	任期満了	社外監査役 東京大学教授

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2)	237百万円 (12)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (3)	51 (10)
合 計 (うち社外役員)	15 (5)	289 (22)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度の費用計上額（社外取締役を除く取締役6名に対し9百万円）を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第90回定時株主総会において月額35百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 3. の取締役の報酬限度額とは別枠として、2018年6月22日開催の第102回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額42百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第102回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。
6. 上記には、2019年6月21日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名及び社外監査役1名に支給した報酬等を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役石崎信吾氏は、SI.Management株式会社の代表取締役社長・CEOであります。同社と当社との間には特別な関係はありません。
2. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 水野浩児	取締役会は13回開催中全てに出席しました。主に大学教授としての高度な専門知識を基に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
取締役 古部清	取締役会は13回開催中全てに出席しました。主に企業経営に関する豊富な経験を基に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
監査役 勝尾裕子	取締役会は13回開催中12回出席し、監査役会は14回開催中13回出席しました。取締役会においては意思決定の適正性を確保するための質問、助言を積極的に行い、また、監査役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 石崎信吾	2019年6月21日就任後、取締役会は10回開催中全てに出席し、監査役会は10回開催中全てに出席しました。取締役会においては意思決定の適正性を確保するための質問、助言を積極的に行い、また、監査役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名 称 仰星監査法人
 ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、大建工業（寧波）有限公司（中国）、大建阿美昵体（上海）商貿有限公司（中国）、PT. DAIKEN DHARMA INDONESIA（インドネシア）、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SOUTHLAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.（マレーシア）、DAIKEN MIRI SDN.BHD.（マレーシア）、CIPA Lumber Co. Ltd.（カナダ）及びPACIFIC WOODTECH CORPORATION（米国）は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 監査役会は、前事業年度の監査実績を分析・評価するとともに、当事業年度の監査計画における監査日数と時間などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、見直しを行いました。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コーポレート・ガバナンス

- イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「グループ企業理念」及び「グループ行動指針」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - ロ. 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」「業務分掌規程」及び「決裁・権限規程」等の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
 - ハ. 取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役に報告する。
- 二. 取締役会の監督機能を強化するとともに意思決定の透明性確保のため、社外取締役を複数名招聘する。
- ホ. 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部統制担当部門と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実行する。

2. コンプライアンス

- イ. 取締役、執行役員及び使用人は、「グループ企業理念」及びコンプライアンスに係る事項を盛り込んだ「グループ行動指針」に則り行動するものとする。また、取締役会は、「グループ行動指針」が広く浸透し、遵守されるよう努める。
 - ロ. 「リスク&コンプライアンスマネジメント委員会」（略称：RCM委員会、以下「RCM委員会」という）を設置し、コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス担当部門」を設置する。
 - ハ. RCM委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスを統轄管理するとともに、コンプライアンス担当部門が、具体策の推進と予防策の徹底、教育等を行う。
- 二. 法令上疑義のある行為等について使用人が危機管理担当役員や監査役に直接情報提供を行う手段として「内部通報規程」に基づいた通報窓口を設置し、コンプライアンス違反の未然防止と早期発見を行う。

3. 財務報告の適正性確保のための体制整備

イ. 「経理規程」その他の社内規程を整備するとともに、財務報告及び会計処理の内部統制の体制整備を推進する「内部統制担当部門」を設け、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

ロ. 「情報開示委員会」を設置し、情報開示の適正性を確保する。

4. 内部監査

代表取締役 社長執行役員直轄の内部統制担当部門は、内部監査に関する規程等に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役 社長執行役員及び監査役に対し、その結果を報告する。また、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 情報の保存及び管理に関する「情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程を定め、情報の適正な保存と管理を図る。
2. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、「情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。
3. 取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、「RCMプログラム」を策定し、対応部門、対策本部を定める。当社グループ全体におけるリスク状況の監視及び全社的対応を適切に行うため「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を強化する。
2. 代表取締役を委員長とし、関係部門責任者で構成する「RCM委員会」を設置し、リスクの洗い出し・評価・対応等の管理体制を有効に機能させるため、各種規程、マニュアルを整備し、定期的に検証を実施する。
3. 人命リスク及び経済的リスクが大きい災害については、「災害対策BCPマニュアル」を策定し、人命を最優先に地域社会復興への貢献などを含めた早期事業復興の手順を定め、安否確認から復興対策活動を展開する。

4. 与信リスクについては、信用限度に関する社内規程の定めるところに従い、与信リスクの未然防止を図る。
5. 投資リスクについては、「投資アセスメント委員会」等で審議し、その審議結果を踏まえて取締役会または執行常務会において審査し、投資可否を決議する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 執行役員制

- イ. 取締役会の意思決定の迅速化、監督機能の強化のため、執行役員制を採用する。
- ロ. 執行役員は、独立役員が過半数を占める「指名・報酬委員会」の事前審議を経て、取締役会で選任するものとし、法令、定款、取締役会決議及び「執行役員規程」その他の社内規程に従い、一定分野の業務執行に従事するものとする。
- ハ. 執行役員は、所管する分野の具体的目標と達成のための効率的な方法を定め、業務の執行を行う。また、業務の執行状況を執行常務会等に定期的に報告し、効率的な業務執行に努める。

2. 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁・権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社管理体制

子会社毎に担当役員を定め、当該担当役員及び主管部門が子会社の経営管理及び経営指導に当たるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保し、子会社の担当役員は、必要に応じて執行常務会等または親会社監査役に報告する。

また、子会社の取締役等の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「決裁・権限規程」において子会社に関する事項を定め、権限及び責任の明確化を図る。

2. コンプライアンス

各子会社に推進責任者を置き、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する。コンプライアンス担当部門は子会社を含む当社グループ全体のコンプライアンス施策を横断的に推進し、管理する。

3. 内部監査

子会社の業務活動全般についても内部統制担当部門による内部監査の対象とする。内部統制担当部門は、当社グループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、各子会社の監査役等と連携し当社グループとしての監査の質的向上に努める。

- ⑥ **監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示事項の実効性の確保に関する事項**
監査役は、監査業務に使用人の補助が必要な場合は、補助すべき使用人を選定することができる。監査役から監査業務に必要な補助の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役などの指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
1. 監査役会は社外監査役2名を含む4名体制で構成し、監査役は執行常務会等の重要な会議に出席して取締役の職務の執行が効率的に行われることを監視する。
2. 取締役または使用人及び子会社の担当役員または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- ⑧ **監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
監査役への報告者に対して、当該報告によって、いかなる不利な扱いも行ってはならないものとし、取締役、執行役員及び使用人は、これを遵守するものとする。
- ⑨ **監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理については、監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- ⑩ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
1. 監査役は、内部統制担当部門との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。
2. 監査役と代表取締役社長執行役員との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ⑪ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**
当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会にて決議し、運用しております。また、本方針については、継続的に見直しを図り、より適切な内部統制システムの構築に努めております。主な運用状況の概要については、以下のとおりであります。

1. コーポレート・ガバナンス

取締役会は、独立社外取締役2名を含めた取締役7名を構成員とし、2019年度に13回開催いたしました。その中で、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な案件を審議・決定するとともに、取締役の業務執行の適法性の確保や効率性の向上のための監督を行いました。また、2019年度は、取締役会の監督機能のさらなる充実を目的に、取締役会規則の決議事項に関する事項を改定し、執行側へ委任する範囲を一部拡大しました。なお、取締役会は、取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図ることを目的として、2019年度における取締役会の実効性について、分析・評価を行いました。その結果、取締役会は、経営上重要な意思決定と業務執行の監督を適切に行うための実効性が十分に確保されていることが確認できました。

2. コンプライアンス及びリスク管理

「RCM委員会」を2019年度に4回開催し、情報管理、災害対策、環境法令遵守等に関する報告及び施策立案・推進を行いました。

また、内部通報制度の公平・公正性等をさらに強化するため、内部通報規程の見直し、改定を行いました。

3. 子会社の業務の適正性確保

子会社の意思決定に対しては、「決裁・権限規程」の子会社に関する事項に準じて、重要事項について執行常務会で審議するとともに、各子会社の担当役員より必要に応じて報告を受け、状況の確認を行いました。

4. 監査体制

監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による執行常務会その他の重要な会議への出席ならびに取締役・使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査役は会計監査人、内部統制担当部門など内部統制に係る組織と適宜、情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。なお、当社は、監査役の職務を補助する専属の使用人を内部統制担当部門より1名選任し、配置しております。内部監査については、関連規程に基づき、独立専任の内部統制担当部門が作成した内部監査計画のもと、業務・会計監査、子会社監査を実施しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	87,934
現金及び預金	16,839
受取手形及び売掛金	35,825
電子記録債権	6,267
商品及び製品	15,812
仕掛品	4,064
原材料及び貯蔵品	7,134
その他	2,113
貸倒引当金	△123
固定資産	82,612
有形固定資産	
建物及び構築物	12,335
機械装置及び運搬具	20,356
土地	14,649
リース資産	37
建設仮勘定	1,103
その他	2,943
無形固定資産	
のれん	12,631
ソフトウェア	1,574
その他	627
投資その他の資産	16,351
投資有価証券	12,620
退職給付に係る資産	879
繰延税金資産	1,421
その他	1,498
貸倒引当金	△68
繰延資産	91
社債発行費	91
資産合計	170,638

科目	金額
負債の部	
流動負債	77,575
支払手形及び買掛金	20,209
電子記録債務	6,637
短期借入金	8,885
1年内償還予定の社債	7,000
1年内返済予定の長期借入金	3,260
リース債務	140
未払金	19,486
未払法人税等	1,671
未払消費税等	1,150
賞与引当金	2,397
製品保証引当金	740
訴訟損失引当金	168
その他	5,827
固定負債	30,087
社債	13,000
長期借入金	11,394
リース負債	195
繰延税金負債	1,479
製品保証引当金	266
退職給付に係る負債	3,554
のれん	19
その他	176
負債合計	107,662
純資産の部	
株主資本	57,059
資本金	15,300
資本剰余金	14,080
利益剰余金	29,081
自己株式	△1,403
その他の包括利益累計額	△1,281
その他有価証券評価差額金	2,912
繰延ヘッジ損益	△443
為替換算調整勘定	△3,493
退職給付に係る調整累計額	△256
非支配株主持分	7,197
純資産合計	62,975
負債純資産合計	170,638

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		202,481
売上原価		151,442
売上総利益		51,038
販売費及び一般管理費		42,653
営業利益		8,384
営業外収益		
受取利息	58	
受取配当金	452	
受取賃貸料	171	
生命保険配当金	40	
負ののれん償却額	3	
持分法による投資利益	49	
雑収	606	1,380
営業外費用		
支払利息	291	
売上債権売却引	132	
売上債権売却損	15	
為替差損	81	
雑支	136	656
経常利益		9,108
特別利益		
固定資産売却益	39	
投資有価証券売却益	345	
国庫補助金	163	549
特別損失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	157	
固定資産圧縮損	156	
投資有価証券売却損	148	
訴訟損失引当金繰入額	184	
その他	126	786
税金等調整前当期純利益		8,871
法人税、住民税及び事業税	2,830	
法人税等調整額	△470	2,359
当期純利益		6,512
非支配株主に帰属する当期純利益		1,064
親会社株主に帰属する当期純利益		5,447

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,300	14,071	25,507	△1,418	53,460
当期変動額					
剰余金の配当			△1,873		△1,873
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,447		5,447
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		9		15	25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	9	3,574	15	3,599
当期末残高	15,300	14,080	29,081	△1,403	57,059

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,161	132	△176	326	5,444	2,837	61,741
当期変動額							
剰余金の配当							△1,873
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,447
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,249	△575	△3,316	△583	△6,725	4,359	△2,365
当期変動額合計	△2,249	△575	△3,316	△583	△6,725	4,359	1,233
当期末残高	2,912	△443	△3,493	△256	△1,281	7,197	62,975

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 26社

主要な連結子会社の名称

「事業報告」の「1 企業集団の現況 (3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、(株)テーオーフローリング、CIPA Lumber Co. Ltd.、PACIFIC WOODTECH CORPORATION及び(株)リフォームキューについては新たに株式を取得したため、当連結会計年度において連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称

(株)岡山臨港

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております）

時価のないもの…………… 主として移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………… 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産…………… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。なお、半成工事については個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…………… 定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
- ② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
(リース資産を除く)
- ③ リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金…………… 主として製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。
- ④ 訴訟損失引当金…………… 訴訟案件の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、合理的に算定した損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却をしております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費は償還までの期間にわたり定額法により償却を行っております。

② ヘッジ会計の方法

- a. ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨オプションについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- b. ヘッジ手段とヘッジ対象…………… 為替予約及び通貨オプションを手段とし、外貨建債権債務及び外貨建予定取引を対象としております。金利スワップを手段とし、借入金を対象としております。
- c. ヘッジ方針…………… 当社の内部規定である「金融派生商品管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- d. ヘッジ有効性評価の方法…………… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっております金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

④ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- a. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- b. その他の工事
工事完成基準

⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、子会社の決算日又は仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用については期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大建工業（寧波）有限公司及び大建阿美昵体（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。また、PT.DAIKEN DHARMA INDONESIAの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形及び売掛金	1,676百万円
商品及び製品	136
原材料及び貯蔵品	442
建物及び構築物	34
土地	198

計	2,488
---	-------

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	26百万円
長期借入金	74

計	100
---	-----

(3) 宅地建物取引業に伴う供託

その他（投資その他の資産）	35百万円
---------------	-------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 90,867百万円

3. 偶発債務

債権流動化に伴う買戻し義務	256百万円
---------------	--------

4. 受取手形裏書譲渡高及び電子記録債権譲渡高

受取手形裏書譲渡高	303百万円
電子記録債権譲渡高	1,518

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 27,080,043株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	962	37円00銭	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	910	35円00銭	2019年9月30日	2019年12月6日
計		1,873			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
 - ① 配当金の総額 910百万円
 - ② 1株当たり配当額 35円00銭
 - ③ 基準日 2020年3月31日
 - ④ 効力発生日 2020年6月29日なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。
投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが6か月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。
借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、電力料の変動リスクに対するヘッジを目的としたエネルギーデリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「3. 会計方針に関する事項 (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ②ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理のガイドラインに従い、営業債権について、各事業部門及び与信管理担当部門が取引先の信用状況を定期的に把握し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理のガイドラインに準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。なお、一部の連結子会社は当社の管理規程に従い、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び一部を除く連結子会社は、資金調達の合理化を目的としてCMSを導入しており、各部署及び連結子会社からの報告に基づき、財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、一部の連結子会社は自社で資金調達を行っており、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	16,839	16,839	－
(2) 受取手形及び売掛金	35,825	35,825	－
(3) 電子記録債権	6,267	6,267	－
(4) 投資有価証券	11,295	11,295	－
資産計	70,228	70,228	－
(1) 支払手形及び買掛金	20,209	20,209	－
(2) 電子記録債務	6,637	6,637	－
(3) 短期借入金	8,885	8,885	－
(4) 未払金	19,486	19,486	－
(5) 社債	20,000	19,949	△50
(6) 長期借入金	14,654	14,566	△88
負債計	89,874	89,735	△138
デリバティブ取引（※）	△705	△705	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

- (6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,324

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	16,839	—	—	—
受取手形及び売掛金	35,825	—	—	—
電子記録債権	6,267	—	—	—
合計	58,932	—	—	—

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,142円99銭
1株当たり当期純利益	209円32銭

その他の注記

(記載金額に関する注記)

連結計算書類中の記載金額は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を除き、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
資産の部			負債の部		
流動資産			流動負債		
現金及び預金		11,762	支払手形		57
受取手形		1,348	買掛金		19,650
売掛金		28,332	短期借入金		4,375
電子記録債権		5,721	1年内償還予定の社債		4,600
商品及び製品		10,825	1年内返済予定の長期借入金		7,000
仕掛品		1,072	リース債		3,160
原材料及び貯蔵品		1,072	未払法人税等		37
前払費用		2,098	前払法人税等		17,705
関係会社短期貸付金		514	前受引当金		1,237
その他貸倒引当金		3,562	賞与引当金		516
		647	製品訴訟引当金		2,735
		△291	その他引当金		1,765
			その他引当金		759
固定資産		77,696	固定負債		150
有形固定資産		28,773	社長期借入金		2,244
建築物		6,440	長期借入金		24,802
構築物		804	リース債		13,000
機械及び装置		7,881	長期借入金		8,560
車両運搬具		58	製品保証引当金		25
工具、器具及び備品		870	退職給付引当金		295
土地		12,170	その他引当金		2,828
リース資産		37			92
建設仮勘定		507	負債合計		90,798
その他		3	純資産の部		
無形固定資産		1,563	株主資本		49,675
ソフトウェア		1,377	資本金		15,300
その他		186	資本剰余金		13,988
投資その他の資産		47,359	資本準備金		13,967
投資有価証券		11,417	その他資本剰余金		20
関係会社株式		31,863	利益剰余金		21,791
関係会社出資金		353	利益準備金		2,709
関係会社長期貸付金		874	その他利益剰余金		19,081
繰延税金資産		808	配当引当金		485
その他の引当金		2,103	別途積立金		5,000
貸倒引当金		△61	繰越利益剰余金		13,596
繰延資産		91	自己株		△1,403
社債発行費		91	評価・換算差額等		2,909
			その他有価証券評価差額金		2,910
			繰延ヘッジ損益		△0
資産合計		143,384	純資産合計		52,585
			負債純資産合計		143,384

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		154,696
売上原価		116,329
売上総利益		38,367
販売費及び一般管理費		33,412
営業利益		4,955
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	803	
雑収入	801	1,604
営業外費用		
支払利息	144	
雑支出	385	529
経常利益		6,029
特別利益		
固定資産売却益	2	
その他	508	510
特別損失		
固定資産売却損	12	
固定資産除却損	89	
その他	538	641
税引前当期純利益		5,899
法人税、住民税及び事業税	1,783	
法人税等調整額	△33	1,750
当期純利益		4,149

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					配当引当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	15,300	13,967	10	13,978	2,709	485	5,000	11,321	19,515
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△1,873	△1,873
当 期 純 利 益								4,149	4,149
自己株式の取得									
自己株式の処分			9	9					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	9	9	-	-	-	2,275	2,275
当 期 末 残 高	15,300	13,967	20	13,988	2,709	485	5,000	13,596	21,791

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,418	47,375	5,154	0	5,155	52,530
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△1,873				△1,873
当 期 純 利 益		4,149				4,149
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	15	25				25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△2,244	△1	△2,245	△2,245
当 期 変 動 額 合 計	15	2,300	△2,244	△1	△2,245	54
当 期 末 残 高	△1,403	49,675	2,910	△0	2,909	52,585

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）
 - 時価のないもの…………… 移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
 - デリバティブ…………… 時価法
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - たな卸資産…………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産…………… 定額法を採用しております。
（リース資産を除く）
 - (2) 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
（リース資産を除く）
 - (3) リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 製品保証引当金…………… 主として製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 - (5) 訴訟損失引当金…………… 訴訟案件の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、合理的に算定した損失見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は償還までの期間にわたり定額法により償却を行っております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨オプションについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象…………… 為替予約及び通貨オプションを手段とし、外貨建債権債務及び外貨建予定取引を対象としております。金利スワップを手段とし、借入金を対象としております。
- ③ ヘッジ方針…………… 当社の内部規定である「金融派生商品管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法…………… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっております金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	
宅地建物取引業に伴う供託	
その他（投資その他の資産）	20百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	46,684百万円
3. 保証債務	
下記会社の銀行借入金に対し、次のとおり保証を行っております。	
大建工業（寧波）有限公司	652百万円
CIPA Lumber Co. Ltd.	701
PACIFIC WOODTECH CORPORATION	2,522
計	3,876
4. 偶発債務	
債権流動化に伴う買戻し義務	256百万円
関係会社の一括支払信託債務に対する併存的債務引受	
(株)ダイフィット	25百万円
(株)ダイウッド	60
セトウチ化工(株)	75
富山住機(株)	32
(株)ダイタック	344
会津大建加工(株)	28
計	567
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	2,705百万円
短期金銭債務	11,792

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	50,964百万円
営業取引以外の取引による取引高	315

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,051,904株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

固定資産の減損	104百万円
投資有価証券評価損	484
賞与引当金	539
製品保証引当金	322
退職給付引当金	2,441
その他	971
繰延税金資産小計	4,863
評価性引当額	△1,110
繰延税金資産合計	3,753

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,282
退職給付信託設定益	△1,136
その他	△525
繰延税金負債合計	△2,944
繰延税金資産の純額	808

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備の一部、営業用自動車、電子計算機及びその周辺機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	伊藤忠商事(株)	被所有 直接35.0%	商品の購入 関係会社株式の購入	商品の購入(注1) 関係会社株式の購入(注2)	13,718 14,042	買掛金	4,852

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 仕入原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

(注2) 第三者機関による株式価値の算定結果を勘案し決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	セトウチ化工(株)	所有 直接 100.0%	商品の購入 商品の販売 役員の兼任	商品の購入 (注1)	5,904	買掛金	1,701
子会社	PACIFIC WOODTECH CORPORATION	所有 直接 51.0%	債務保証	債務保証 保証料の受取 (注2)	2,522 17	その他 (流動資産)	11
子会社	(株)パックスシステム	所有 直接 66.7%	商品の販売 資金の貸付 役員の兼任	利息の受取 (注3) 資金の貸付	18 364	関係会社短期貸付金	1,860

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 子会社の製造原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

(注2) 一般の金融機関の保証料率を参考に決定しております。

(注3) 当社の調達金利及び市場金利を勘案して決定しております。

3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠建材(株)	—	商品の購入 商品の販売	商品の販売 (注)	12,358	売掛金	2,716

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 仕入原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,020円34銭

1株当たり当期純利益 159円43銭

その他の注記

(記載金額に関する注記)

計算書類中の記載金額は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を除き、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

大建工業株式会社
取締役会 御中

2020年5月21日

仰 星 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 向 山 典 佐 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 濱 田 善 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大建工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大建工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

大建工業株式会社
取締役会 御中

2020年5月21日

仰 星 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 向 山 典 佐 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 濱 田 善 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大建工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

大建工業株式会社 監査役会

常勤監査役 照 林 尚 志 ㊟

常勤監査役 冬 木 敏 夫 ㊟

社外監査役 勝 尾 裕 子 ㊟

社外監査役 石 崎 信 吾 ㊟

以 上

株主総会 会場ご案内図

株主総会会場

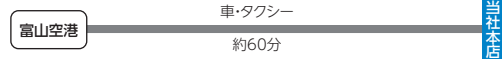
富山県南砺市井波1番地1 当社本店(井波工場)



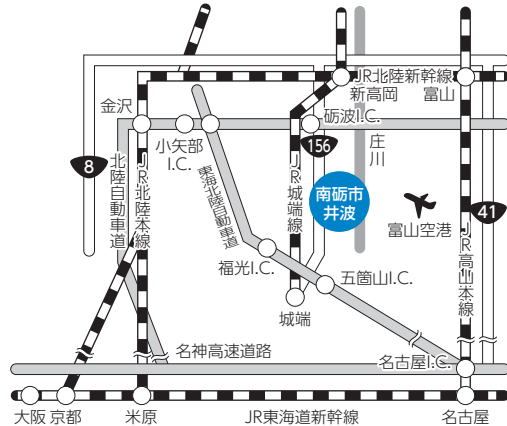
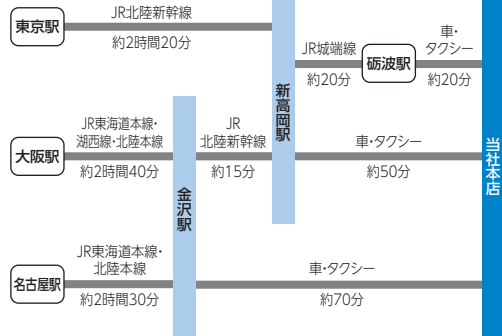
株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

アクセス

飛行機をご利用の方



電車をご利用の方



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。